

## 下水道課

### 1 浄化槽事業

浄化槽の計画的な整備を促進し、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業を令和 2 年度より再開した。令和 2 年度の浄化槽設置又は廃止の届出状況は、次のとおりとなっている。

浄化槽届出状況

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 令和 2 年度<br>浄化槽設置基数 | 令和 2 年度<br>浄化槽廃止基数 |
| 11 基               | 41 基               |